

令和8年9月18日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

市民建産常任委員会
委員長 中野 敦史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について8月31日に委員会を開催したことから、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告する。

記

第 44 号議案 古賀市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 委員から、改正後の本人確認の方法についての質疑があり、執行部からは、暗証番号の入力は不要であり、マイナンバーカードに記載された情報と申請書類の内容を照合するとともに、カードの顔写真と申請者本人を目視で確認することにより、不正取得を防止するとの答弁があった。
2. 委員から、代理人が本人のマイナンバーカードを持参した場合の印鑑証明書の取得についての質疑があり、マイナンバーカードのみを利用する方法では代理取得できないとの答弁があった。
3. 委員から、本改正の対象となる外国籍の市民についての質疑があり、執行部からは、古賀市内の外国籍住民約 1,400 人のうち、マイナンバーカードと一体となった特定在留カードまたは特定特別永住者証明書の発行を希望される何人かであるとの答弁があった。

【討論】

質疑終結後の討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 45 号議案 古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【審査内容】

委員会において、質疑及び討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 46 号議案 古賀市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 委員から、古賀市独自ではなく、国の基準に準拠する理由について質疑があり、執行部からは、福岡県及び糟屋郡内の他の 7 町も同様に国の基準に合わせる対応をしていること、また、同一市内において国道・県道・市道で占用料が異なる状態となれば、事業者の事務が煩雑になることから、国に準拠した改定を行うとの答弁があった。
2. 委員から、改定金額の幅が大きい理由についての質疑があり、執行部からは、国が各自治体に行う固定資産評価額の平均による級地区分において、古賀市がこれまでの 3 級地から 2 級地となったことに加え、全国的な地価上昇が反映されたことによるとの答弁があった。
3. 委員から、占用料の対象についての質疑に対し、執行部からは、主に電柱・電線・ガス管等のインフラ設備であり、年間約 300 件の占有があること、また、電柱の支柱や支線については占用料が免除されており、看板については面積をもとに算定されるとの答弁があった。
4. 委員から、額改定による道路占用料収入の増収額見込についての質疑があり、執行部からは、約 900 万円程度の増額を見込んでいるとの答弁があった。

【討論】

質疑終結後の討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。